

～松山市内で店舗を運営する飲食店の皆さまへ～

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金【第4弾】

愛媛県の営業時間短縮要請に協力した飲食店等に協力金(第4弾)を給付します

●営業時間短縮要請期間

【期間】 令和3年4月22日(木)0時から令和3年5月19日(水)24時まで

【内容】 営業時間：5時～20時まで ※酒類の提供は11時から19時まで

●給付対象者

松山市内の飲食店等で、以下の全てに該当する店舗

- (1) 令和3年4月22日～5月19日までの全ての期間が含まれている食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている店舗
- (2) 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗
- (3) 令和3年4月22日～5月19日の全ての期間で営業時間短縮を実施している店舗

※性風俗店は除きます

●給付額 ※5月12日以降は、決まり次第お知らせいたします。

<中小企業（個人事業者含む）>【売上高方式】

まん延防止等重点措置 適用前		まん延防止等重点措置 適用中	
4/22～4/24		4/25～5/11	
2019年又は2020年の4～5月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額※ ¹	2019年又は2020年の4～5月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額※ ²
10万円以下の場合	3万円	7.5万円以下の場合	3万円
10万円超～25万円以下の場合	3万円～7.5万円の範囲	7.5万円超～25万円以下の場合	3万円～10万円の範囲
25万円超の場合	7万5千円	25万円超の場合	10万円

※1 計算式：1日当たりの売上高×0.3（千円単位に切り上げ）

※2 計算式：1日当たりの売上高×0.4（千円単位に切り上げ）

<大企業>【売上高減少額方式】※希望する場合は中小企業（個人事業者含む）も選択可

まん延防止等重点措置 適用前	まん延防止等重点措置 適用中
4/22～4/24	4/25～5/11
1日当たりの協力金給付額	
2019年又は2020年の4～5月の1日当たりの売上高減少額×0.4※ ¹ （千円単位に切り上げ）	2019年又は2020年の4～5月の1日当たりの売上高減少額×0.4※ ² （千円単位に切り上げ）

※1 上限額：20万円又は2019年若しくは2020年の4～5月の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

※2 上限額：20万円

●申請受付

要請期間終了後の令和3年5月20日（木）以降 ※詳細は、決まり次第お知らせいたします。

<問い合わせ先>

■営業時間短縮要請の内容に関すること

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL : 089-968-2419

【電話受付時間】午前9時～午後5時（平日）

■協力金の申請受付に関すること

松山市産業経済部地域経済課 TEL : 089-948-6550・6783

【電話受付時間】午前8時30分～午後5時（平日のみ）